

= 業界情報 =

平成30年5月以降の重量税エコカー減税対象車両の対応について

平成29年度税制改正において、自動車重量税のエコカー減税の見直しがあり、平成30年5月1日以降のエコカー減税対象車両について、国土交通省ホームページの登録車を対象とする『次回自動車重量税額照会サービス』をご利用ください。

●国土交通省『次回自動車重量税額照会サービス』URL

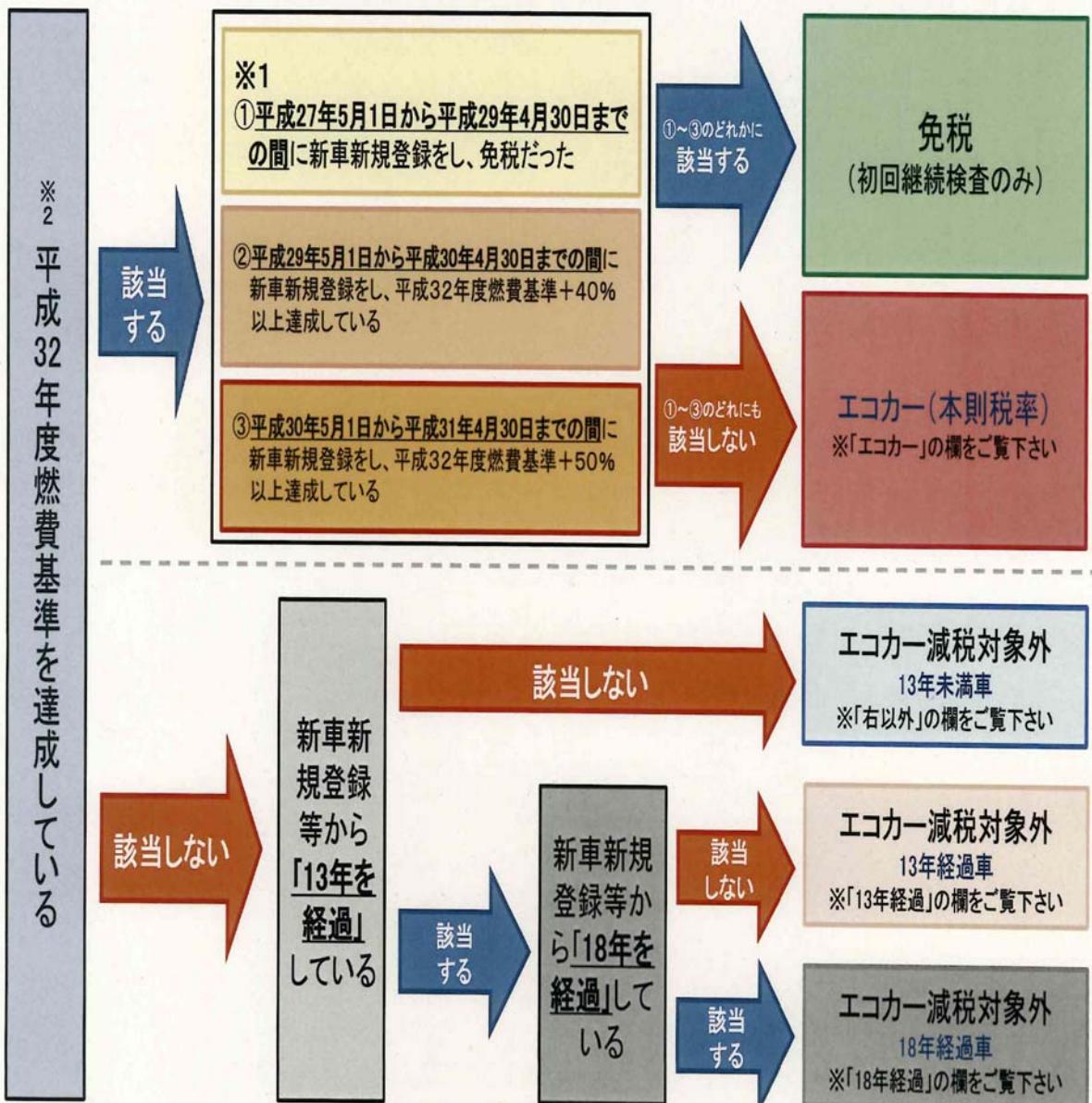
<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>

なお、軽自動車の重量税額で不明な点は、軽自動車検査協会山梨事務所にお問合せ下さい。

(050-3816-3121)

平成29年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○平成30年5月1日から平成31年4月30日までに乗用車の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 新車新規登録時に免税だった車両でも、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査は本則税率の適用となります。

※2 平成22年度燃費基準50%達成車は、平成32年度燃費基準達成車に読み替えができます。詳細は、中古車特例の概要をご覧下さい。

『不正改造車を排除する運動』について

平成30年6月1日(金)～6月30日(土)の1ヶ月間は「不正改造車排除強化月間」

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省の通達がありましたので、お知らせ致します。平成30年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえ、ご協力をお願いします。

なお、本運動のポスターと不正改造車排除マニュアルを、会員の皆様に配布いたしますのでご利用下さい。

【目的】

我が国の自動車保有台数は、平成29年12月末現在で8,195万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は3,694人、負傷者数は58万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。また、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほどの重度の後遺障害を負う人もなお多い状況である。

さらに、我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、幹線道路に近接する空間においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ苦情も寄せられている状況にある。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況である。また、平成29年2月15日、京都府警が速度抑制装置の不正改造をほう助したとして、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した被疑者を逮捕した事案や、同年11月15日、千葉県警がシートベルト警報装置の不正改造として、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた被疑者を逮捕した事案も発生している。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高めるとともに、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

【実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

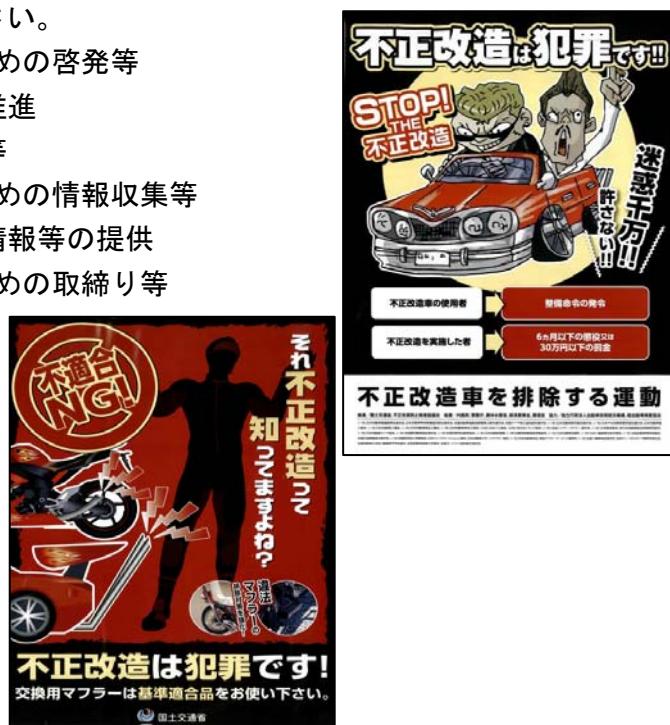
2. 基本排除項目

- (1) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (4) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (5) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (6) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (9) 不正軽油燃料の使用

3. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、「不正改造車排除マニュアル」等を活用して、下記事項を実施して下さい。

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
 - 適正な整備・改造の推進
 - 従業員に対する指導等
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等
 - 不正改造車に関する情報等の提供
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
 - 自主点検の実施



山梨県立峡南高等技術専門校 オープンキャンパス

自動車整備科・電気システム科

平成31年度入校希望者のための学校説明会を次のとおり開催いたします。

○開催日程

第1回 平成30年 **5月27日** (日)

午前10時～12時まで

※第1回は学校の施設・授業内容の説明を行います。



第2回 平成30年 **6月23日** (土)

午前10時～12時まで

※第2回は、実際の授業を見学できます。



第3回 平成30年 **7月28日** (土)

午前10時～12時まで

※第3回は、**学園祭**の一環として開催します。

第4回 平成30年 **9月14日** (金)

午後1時～3時まで

※第4回は、**体験教室**を実施する予定です。

※各回とも、開始時刻の30分前より受付を開始します。

○ 開催場所 山梨県立峡南高等技術専門校

○ 申込方法

・電話

・申込用紙(別途申込用紙に必要事項を記入のうえ、FAX・郵便等でご提出ください。)

・電子申請(当校ホームページ又は、下記QRコードよりお申し込みいただけます。)

☆お問合せ先☆

山梨県立峡南高等技術専門校

〒400-0501

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町3492

電話 0556-22-3171

FAX 0556-22-3172

E-mail kgisen-kn@pref.yamanashi.lg.jp

※当校ホームページも是非ご覧ください。

峡南技専

検索



オープンキャンパス参加申込
QRコード(電子申請)

【内容】半年経ってもミッション交換が終わらない

・車名：乗用車 ・登録年月：平成24年 ・走行距離：120,000km

相談日：平成28年11月1日

新車で購入したが、4年で12万km走行後にミッション（CVT）がおかしくなった。

ディーラーで見積りをしたところ、ミッション交換で50万円と言われた。

50万円をかけるつもりは無く、以前何度か修理をお願いしたことのある整備工場で見積りをして貰ったら、「中古のミッションで20万円」とのことであったため、修理を依頼した。しかし、載せ換えが終わった車は正常に走れる状態ではなかった。工場に確認したところ、「4年の中でもミッションに細かいマイナーチェンジがあったようだ。仕様に合ったミッションを今一度探して今回のミッションと交換して貰い、載せ替えます」とのことだったのでお願いしたが、それから半年もたっている。そのため、「車を早く返して欲しい。どうなっているのか」と確認をしたところ、「まだミッションが見つかっていない。この状態でいいのならミッション代工賃込で27万円支払って下さい」と言われた。

以前、修理をお願いしたときは、若いテキパキした方がすべて対応してくれたが、今回の件に関しては、60代くらいの方が対応。半年も待たせ、直ってもいないので27万円を支払う必要があるのか？修理を依頼してから代車を借りているが、「代車の代金を支払え」と言われた場合、支払わなければならぬのか？

【対応】

料金に関することについては助言致しかねる旨を伝えたのち、上記の内容から考えると、ミッション代については支払わなくても良いかと思われる。しかし、載せ換えの工賃については作業を依頼していることから、請求をされても致し方ないかと思われるが、一般的に直ってもいなものに請求するのは如何なものかとは思う。

代車についても、直っていないから借りていたのが実情であり、言い方は悪いが半年も放って置いたのは事業者側であって、相談者に非は無いと思われ、常識的には請求できないかと思われる。

「あまり事を荒立てたくは無い、今回は公正な立場での意見を聞きたかった。今一度事業者と話し合ってみる、話し合って先に進まないようであれば、また相談します」とのことでの、今回の相談は終了した。

整備インフォメーション

Vol. 85

FAINES『故障整備事例＆アドバイス情報』の投稿が可能になりました

これまで自動車整備振興会の技術相談窓口等より入手した情報を登録してきました『故障整備事例＆アドバイス情報』ですが、2018年4月よりFAINES会員自ら直接情報を入力して投稿することが可能となりました。投稿方法は、FAINES内の「マイページ」にあるメニュー「故障整備事例等管理」から「新規事例作成」を選択して入力フォームより送信して頂くことで投稿する事が可能です。

The screenshot shows a web-based form for submitting fault repair cases. At the top, there are tabs for 'Fault Repair Case' (selected), 'Business Case', 'Login Information Search', and 'My Page'. The main area has sections for 'Case Title' (必填), 'Target Part' (with checkboxes for engine, transmission, etc.), 'Symptom Selection' (with checkboxes for idling issues, oil consumption, etc.), and a large list of fault codes. To the right is a sidebar titled 'My Page Menu' with links for member profile, usage status, download, fault repair case management (selected), new case creation (highlighted in red), search, and vehicle data management.

投稿をしていただいた情報は、各自動車整備振興会と日整連の審査を経て最終的にFAINES上に公開されます。

《主な注意点》

- 同一車種による同じ事例が既に存在している場合、審査時点で返却となります。
- 投稿内容に不備が見られる場合は審査時点で返却となります。

その他、新規作成方法・投稿時の留意事項について、FAINESでご確認を頂きご利用を頂けますようお願い致します。

= 統 計 =

普通車・軽自動車継続検査件数

平成30年3月

	合計	指定		認証		ユーザー		
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	持込割合(%)
普通車	17,458	12,226	70.0%	4,193	24.0%	1,039	6.0%	19.9%
昨年同月	21,797	15,825	72.6%	4,807	22.1%	1,165	5.3%	19.5%
昨年同月増減	-4,339	-3,599		-614		-126		
軽自動車	15,293	9,268	60.6%	4,952	32.4%	1,073	7.0%	17.8%
昨年同月	15,928	9,552	60.0%	5,212	32.7%	1,164	7.3%	18.3%
昨年同月増減	-635	-284		-260		-91		
合計	32,751	21,494	65.6%	9,145	27.9%	2,112	6.4%	18.8%
昨年同月	37,725	25,377	67.3%	10,019	26.6%	2,329	6.2%	18.9%
昨年同月増減	-4,974	-3,883		-874		-217		

* 今月から確定値による掲載となります。